その他補助金等

企業立地

G - 01

企業進出・事業拡大をされるソフト系企業の方へ

ソフト産業家賃等補助金

	対	象 老	<u>´</u>	家賃等を支払って新規に立地される認定企業で、次の要件を満たすもの
補助要件	対	象 業	種	①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット附随サービス業 ④デジタルコンテンツ業 ⑤コールセンター業 ⑥データセンター業 ⑦シェアードサービス業 ⑧広告代理業 ⑨ディスプレイ業 ⑩非破壊検査業 ⑪デザイン業 ⑫経営コンサルタント業 ⑬機械設計業 ⑭エンジニアリング業 ⑮物流センター ⑯テレワークセンター ⑰研修所等の人材育成施設 ⑱知的財産活用事業所 ⑲その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める業種
	新従	規 業	用員	10人以上(⑯、⑰、⑱の業種は5人以上)
補	補	助	額	家賃の1/2以内(但し、5,000円/月・坪以内)
助内	補助限度額		麦 額	2,000 万円/年 (但し、コールセンター業で大規模な雇用が見込まれる場合は、雇用人数に応じて、補助限度額を引き上げます。)
容	容補助期間		間	5年間

お問い合わせ

G - 02

拠点工業団地へ進出される方へ

拠点工業団地立地促進補助金

区:		団地名	石見臨空 ファクトリーパーク	ソフトビジネスパーク 島根	江津地域拠点工業団地			
対	象	者	各拠点工業団地に立	Z地される企業等で、次の	の要件を満たすもの			
(補助要件)	対象	業種	製造業、ソフト産業、 自然科学研究所、不動 産賃貸業、製造業支援 サービス業、知事が認 める業種	研究開発型企業、ソフト産業、試験研究機関、人材育成機関、不動産賃貸業、知事が認める業種	製造業、ソフト産業、 自然科学研究所、不動 産賃貸業、知事が認め る業種			
要件	用地取得	导面積	1,000㎡以上					
	操業開始	台時期	土地売買契約締結後3年以內					
	新雇用従	規業員	土地売買契約届等	等の受理日から新規雇用(逆業員が5人以上			
補	助内	容	用地取得代金の20%	用地取得代金の15%	用地取得代金の20%			

お問い合わせ

G - 03

工業団地へ進出される方へ

オーダーメイド貸工場家賃等補助金

オーダーメイド貸工場に入居する場合の家賃補助

③補助金額	補助対象限 度額	建物 1 平方メートル当たり1,500 円(1 ヶ月)
	補助額	貸工場の家賃相当額×補助率(1/2)
②補助対象	貸工場の	・ 家賃(定額の共益費を含む)
	雇用要件	新規雇用従業員5人以上
	対象業種	製造業、自然科学研究所、運輸業、製造業支援サービス※ (※製造業支援サービス業:機械等修理業、自動車整備業、クリーニング業など)
①補助要件	対象企業	土地の取得または有償リースにより、新たに建設する貸工場(公設は除く)に立地する企業
	対象団地	石見臨空ファクトリーパーク、波根地区工業団地、江津地域拠点工業団地、藤が丘企業団地、阿井工業団地、広石工業団地、斐川中央工業団地、揖屋干拓工業団地、古市工業団地、出雲市東部工業団地

お問い合わせ

G - 04

企業進出・事業拡大(県内の既存企業の方も対象)される方へ

企業立地促進助成金

●対象者・事業内容

新たな本県への進出や事業拡大での設備増設(県内既存企業の方も含みます) 等をされる企業で、一定の要件を満たす場合、「島根県企業立地促進条例」 第4条の規定に基づき、その立地計画を認定します。操業開始後、3年以内 に要件を満たした場合、企業立地促進助成金を交付します。

なお、具体的な要件等は次のとおりです。

●企業立地促進助成金(島根県企業立地促進条例により立地計画の認定を受けた企業が対象です。) (製造業)

(200)							
	対象企業		製造業				
T // 6/5				中小企業(※1)			
要件等		新設	増設	新設	増設		
助成金	増加固定資本額	1 億F	引以上	5,000万円以上			
支給要件	增加雇用従業員数	10人	以上	5人以上			
	基本助成割合	15%	10%	15%	10%		
品出到人	産業の高度化加算(※2)	+5%	_	+5%	_		
助成割合	地域貢献加算(※3)	最大5%	_	最大5%	_		
	過疎地域立地加算(※4)	+5%	+5%(%5)	+5%	+5%(%5)		
	雇用助成	常用×100万円(130万円(※6))					

- (※1) 資本金3億円以下又は常用従業員数300人以下の企業(みなし大企業を除きます)。
- (※2) 労働生産性や市場占有率が高い、研究開発施設等を設置する企業等。
- (※3) 県内への発注額が高い、浜田港・境港の利用度が高い企業等。加算に該当する場合は1項目当たり2%加算し、最大5%まで加算されます。
- (※4)過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(見なし地域含む)に立地する場合。
- (※5) 平成26年4月1日以降に県外から新規に立地した工場等で、10年以内に増設する場合に限ります。
- (※6) 中川間地域等に中小企業が立地する場合に限ります。
- ●加算要件・基準等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(ソフト産業・ソフト系IT産業)

		ソフト	産業	ソフト産業【特例】	ソフト系IT	産業【特例】	
要件等	対象業種	3 インターネット付 順サービステ 順サービステ 4 デジャステン 13 世 大 4 デジャステン 14 ケス 9 ディン・サービステート 5 コーナードサービステート 7 シェステービステート 8 広点イスプレイ 第 18 19 5 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		1 情報処理・提供サービス業 2 インターネット附随サービス業 3 コールセンター業 5 シェアードサービス業 6 物流センター業 7 その他産業支援サービス業のう 方知事が特に認める事業 8 テレワークセンター 10 知的財産活用事務所 ※1~7 は中山間地域等に立地す る場合に限る	1 ソフトウェア業 2 デジタルコンテンツ業		
		新設	増設	新設	県内既存	県外·新規	
助成金	増加固定資本額	1千万	円以上	1千万円以上	_	_	
支給要件	増加雇用従業員数	10人以上		5人以上	5人以上	3人以上	
	基本助成割合	15%	10%	15%	_	_	
日本出会	産業の高度化加算	+5%	_	+5%	_	_	
助成割合	地域貢献加算	+5%	_	+5%	_	_	
	過疎地域立地加算	+5%	+5%	+5%	_	_	
	雇用助成	常用×100万 契約×50万	円(130万円) 円(65万円)	常用×100万円(130万円) 契約×50万円(65万円)	常用×100万	河(130万円)	

() は、中山間地域等に中小企業が立地する場合

○平成29年度からソフト産業 [特例] の認定対象業種として下記の7業種を 追加しました。

情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、物流センター業、その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

- 〇コールセンター業は、中山間地域(増加雇用従業員数5人以上かつ19人以下)及び隠岐郡に立地する場合のみ雇用助成の対象となります。
- ●加算要件・基準等の詳細については、お問い合わせ下さい。

製造業及びソフト産業における新設と増設の区分

	新設	①県内に事業所を有しない企業が、新たに県内に事業所を設置する場合(償却 資産のみ取得し、土地及び建物を賃借する場合を含む)
新		②県内企業が、公的工業団地(県、市町村、独立行政法人等が整備した団地) 内に用地を新たに取得し、建物を新増築(生産施設面積の増)する場合(過 去に公的工業団地内に取得した土地に、建物を新増築する場合で知事が特に 認める場合を含む)
		③県内企業が、建物を新増築(生産施設面積の増)する場合(②の場合を除く)
増	設	④償却資産の増のみの場合

お問い合わせ

G - 05

新規に県内へ進出又は県内で事業拡大されるソフト系IT企業の方へ

ソフト系IT産業[特例分]補助金

■県内既存ソフト系IT企業の増設に対する助成

補助対象	県内既存企業が、新しい技術やビジネスモデルにより事業を拡大する場合で、知事が特に認めたもの
業種	ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業
補助要件	増加雇用5人以上(常用従業員に限る)

促進助成金		項目		内 容
脱並	補	助	額	増加常用従業員1人当たり100万円(※130万円)

■県外からの新規立地または県内での新規創業に対する助成

補助対象	次のいずれかに該当し、知事が特に認めたもの ①県外で事業活動する企業が県内に新規立地する場合 ②技術やビジネスモデルに優れる企業を県内で創業する場合
業種	ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業
補助要件	増加雇用3人以上(常用従業員に限る)

促企業		項目		内 容
筋成金 金	補	助	額	増加常用従業員1人当たり100万円(※130万円)

家賃補助		項目			内 容
	家賃婦ソフト	補要	助 件	補 期 間	平成32年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して、8年間補助
	助産	補	助	補助額	家賃の1/2以内(但し、5千円/月・坪以内)
		内	容	補助限度額	1,000万円/年

	項		内 容
が見り	補助	補 助 間	平成32年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して、5年間補助
航空運賃補助ンフト系ーT産	要件	補 助 象	発着のいずれかが県内空港又は米子空港で、業務に利用する 航空機の運賃
助産業	補助	補助額	航空運賃の1/2以内
	内容	補助限度額	200万円/年

※中山間地域等に中小企業が立地する場合

人材確保・育成支援補助ソフト系ー工産業	項目			内 容		
	補要	助件	補 助 間	平成32年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して3年間補助		
			補 助 象	島根県で勤務する人材の確保・育成に要する経費		
	補内	助容	補助額	対象経費の1/2	※人材確保、人材育成それる	
			補助限度額	300万円/年	れにつき	

- ○平成29年度から人材確保に係る補助対象に次の経費を追加しました。(補助 限度額の変更はありません)
- ※中山間地域等に3名以上勤務する場合に、異動又はU・Iターンに伴う一時金(転居経費、運転免許取得及びペーパードライバー講習に係る経費等)として、1人あたり50万円を定額補助
- ※社員寮、社宅の借り上げに係る経費

お問い合わせ

企業誘致・工場建設

G - 06

松江市(旧東出雲町を除く)への進出企業の方へ

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

対		象 者		者	事業所を新設又は増設される企業(県が立地認定の対象とする製造業、ソフト産業に限る)で、次の要件を満たすもの				
	立	地	場	所	松江市 (旧: 東出雲町を除く)				
(補	電	気	料	金	支払を終えていること 4月~9月までに支払われる電気料金 10月~翌年3月までに支払われる電気料金 3月頃募集				
(補助要件)	企	業	立	地	[新設] 電力会社との受給契約に基づき電気の供給が開始されていること [増設] 電力会社との変更契約等に基づき契約電力が増加していること				
増加雇用者数			用き	新数	雇用保険の一般被保険者(常勤)が3人以上増加すること				
補	自且)	期	間	初回申請より8年間(但し、半年毎に手続きが必要)				
			(1) 補助内容 企業の支払った電気料金に基づき、給付金を交付 (2) 特例加算						
			(1) とは別に、次の要件をすべて満たす場合には交付額の加算があります。 ①業種が製造業又は自治体で支援制度を整備している業種であること。 ②新たな投資額が500万円(増設は250万円)以上であること。 加算額=新規雇用人数×30万円(半年)						

お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp 松江市役所(第4別館2階)産業観光部 定住企業立地推進課 TEL 0852-55-5216 FAX 0852-55-5553

観光

G - 07

旅行商品の開発や観光素材の造成に取り組む方へ

島根県観光総合支援事業補助金

●事業内容

民間団体や企業等が取り組む、県内への新たな観光客の誘致につながる観光 商品の開発や、地域の魅力を活用した観光素材の造成等を支援し、民間主体 の観光地づくりを促進する。

が脱ればらく けん 灰色 9 る。 対象者 対象経費 補助率 限度額							
	対象事業			対象経費	補助率	限度額	
旅行商品の開発	ので、商品 検証や課題 今後、申請	して成立し得るも としての可能性の の把握等により、 者自らの旅行商品 着を前提に新たに 業	・観光協会及び 広域事務組合 ・法人 ・法人格を持た ない民間団体	委託料、謝金・費用弁 償、材料費及び消耗品 費、使用料及び借り上 げ料、通信運搬費、印 刷製本費、広告料など	1年目 2/3 2年目 1/2 2か年を限	1年目 1,000千円 2年目 500千円 腹とする。	
観光素材造成 (観光地 づくり)	を活用した 観光素材の 造成や、観 光地づくり のために実	(プラン策定) 地域の観光資源を 活用し魅力ある観 光地に形成していく ための観光客受け 入れ企画(観光プラン)の策定事業	・観光協会 ・法人格を持た ない民間団体	委託料、謝金・費用弁 償、材料費及び消耗品 費、使用料及び賃借 料、通信運搬費、印刷 製本費など	1/2	2,000千円	
		《観光素材造成》 来訪や周遊の動機 付けとなるよう な、地域の魅力を 活用した新たな観 光素材の造成	・市町村 ・観光協会 ・法人 ・法人格を持た ない民間団体	委託料、謝金・費用弁 償、材料費及び消耗品 費、使用料及び借り上 げ料、通信運搬費、印 刷製本費、広告料など	1年目 1/2 2年目 1/3 2か年を随	1年目 1,000千円 2年目 500千円 渡とする。	
		《観光地づくり》 地域特有の魅力や 素材を活用した新 たな観光地づくり で、他の地域から 誘客を図る取り組み	・県内観光協会 ・県内法人 ・法人格を持た ない県内民間 団体	料及び借り上げ料、通 信運搬費、印刷製本	1/2	500千円	
		《イベント支援》 地域の魅力が体感 でき、地域の定番 となり得るような 新たなイベント で、県内外からに く誘客を図るもの (概ね1,000人規模)	・県内市町村 ・県内観光協会 ・県内法人 ・法人格を持た ない県内民間 団体	①イベント周知経費 広告費、印刷製本費 ②イベント運営経費 委託料、謝金・費用弁 償、賃金、使用料及び 消耗品費、使用料及び 借り上げ料、保険料、 通信運搬費 ③その他事業実施に必 要と認められる経費	1/2	※対象経費 ②に係る額については200 千円を限度とする。	

※詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県商工労働部観光振興課 誘客推進グループ TEL 0852-22-6914 FAX 0852-22-5580 E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp 観光 G - 08

外国人観光客受入れ環境整備をお考えの方へ

外国人観光客誘致事業補助金

●事業内容

外国人観光客が安心して快適に移動、滞在、観光することができる環境の整備を図り、島根県への外国人観光客誘致を促進する。

- ●対象者 民間事業者、民間団体 等
- ●対象事業
 - (1) 県内の観光施設等への公衆無線LAN (Wi-Fiスポット) 整備事業
 - (2) 輸出物品販売場(免税店) 整備(クレジットカード決済環境整備)
 - (3) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性、継続性のある事業
- ●対象経費
 - (1) 公衆無線LAN機器購入経費、設置工事費
 - (2) POSレジ、クレジット端末機等設備整備に要する経費、店舗改装等の 施設整備に要する経費
 - (3) ①情報発信ツールの整備(HP作成、パンフレット作成、PR用DVD制作費等)
 - ②施設整備(外国語サイン制作費等)
 - ③オンデマンド交通運行に要する経費
 - ④その他、外国人観光客受入れ体制整備のために必要な経費(研修会開催経費等)
 - ⑤海外へのプロモーション (海外セールスに係る旅費等)
 - ⑥先進地事例研究
- ●補助率等
 - (1) 対象経費の1/2 (事業実施主体あたり400千円を上限とする)
 - (2) 対象経費の1/2 (500千円を上限とする)
 - (3) ①~④ 対象経費の1/2以内、500千円以内
 - ⑤、⑥ 対象経費の1/2以内、200千円以内 (旅費については、1/2または訪問国数に50千円を乗じた額 のいずれか低い方)
 - ※同一事業者による申請は、(1) ~ (3) を合計して年度内に500千円 以内

お問い合わせ

島根県商工労働部観光振興課 国際観光グループ TEL 0852-22-5579 FAX 0852-22-5580 E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

G - 09

県内工場へ設備投資される方へ

中山間地域等雇用基盤強化支援補助金

●事業内容

中山間地域等において、地域の雇用や経済の中核を担う企業が、コスト競争力の向上や技術革新を図る目的で新たに設備投資を行う場合、雇用の維持を 条件に、市町村とともにその設備投資を支援

●補助内容、対象企業等

●補助内谷、対象正美寺					
名 称	中山間地域等雇用基盤強化支援補助金				
目的	中山間地域において、地域の雇用や経済の中核を担う企業が、コスト競争力の向上や技術革新を図る目的で新たに設備投資を行う場合、雇用の維持を条件に、市町村とともにその設備投資を支援				
補助スキーム	市町村を通じた間接補助				
中山間地域等 (対象地域)	「地域指定」の過疎地域及び旧益田市、旧安来市 (※企業立地促進助成金における過疎地域立地加算地域と同じ)				
対象企業	中山間地域等に立地する企業であって、常用従業員10名以上のもの。(製造業に限る) 申請時の直近の売上高が、前々期に比して増加していないこと。 ただし、前々期に比して10%以上減少しているなど、設備投資により経営が悪化すると見込まれる場合は対象企業としない。				
投資要件	50,000千円以上				
補助対象期間	補助事業開始届受理日から2年間				
雇用要件	補助金交付申請時の雇用者数が、事業開始届の雇用者数を下回らないこと				
補 助 率	投資額の10%以内で市町村補助額の1/2				
限度額	30,000千円				
単年度支給額	_				
適用期間	平成27年度~平成29年度				
その他	商工会議所等の指導を継続して受ける体制が確保され、設備投資による業績の改善計画を有すること				

※この事業は、市町村を通じた補助金となります。実施市町村については下記にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

G - 10

県外から移住し、IT関連で事業所を開設する方を支援します。

ITしまね開業支援補助金

●事業内容

県外のフリーエンジニア、フリープログラマー等が、県内に移住しIT関連の事業所を開設した場合に、その事業所運営経費の一部を助成します。また、市町村と連携しその事業所拡大を支援することで、将来の企業立地に繋げていきます。(市町村を通じた間接補助金)

●対象者

- ・県外でソフトウェア業、デジタルコンテンツ業を営んでいる個人事業主であって、県内に事業所を開設する者(県外のIT企業従事者で、県内に事業所を開設する者を含む。)
- ・ 県内で3年以上継続して事業を行う計画があること。
- ・十分な技術、経験、顧客を有しており、県内で開設する事業所で規模の拡大が見込めること。

例:平均年間所得、前職での役職、受賞歴等

■対象経費、支援額、期間、限度額

対象経費	支援額	期間	限度額	
事務機器及び通信回線使用料	使用料の1/2			
事業所及び居住地の不動産賃貸料	賃貸料の1/2		 各100万円/年	
県内空港、隠岐汽船利用運賃	利用運賃の1/2	操業開始		
人材確保・育成支援経費	求人活動、研修費等の1/2	から3年		
新規雇用者に対する助成	常用雇用:100万円/人 契約社員:50万円/人		なし	

●その他

この事業は、市町村を通じた補助金となります。実施市町村については 下記にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

創業・事業化

G - 11

離島での雇用拡大を支援します

特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業

●目的

隠岐地域(特定有人国境離島地域)における創業·事業環境の不利性に鑑み、 雇用機会の拡充に寄与する創業·事業拡大を行おうとする民間事業者等を支援する。

- ●対象者
 - ①隠岐地域に事業所を有する事業者又は事業所を設置しようとする事業者
 - ②隠岐地域の商品、サービス等の販売を目的として事業を実施する者
- ●対象経費

設備投資資金(機械・備品等の設備費、建物の改修費等) 運転資金(広告宣伝費、事業所の賃料、引越経費、新たに雇用した従業員の 人件費等)

●事業費上限額(事業者負担分を含む。)

創業支援:600万円

事業拡大:1,600万円(設備投資を伴わない場合1,200万円)

- ●補助率対象経費の3/4
- ●その他

本事業は、国(内閣府)の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、隠岐4町村が事業実施主体となって補助事業を実施するものです。 それぞれの町村によって、対象となる事業経費、事業費上限額、補助率等は 異なりますので、詳しくは各町村へご相談ください。

お問い合わせ

海士町 総務課 TEL 08514-2-0114 西ノ島町 観光定住課 TEL 08514-7-8777 知夫村 地域振興課 TEL 08514-8-2211 隠岐の島町 定住対策課 TEL 08512-2-8570 雇用・人材

G - 12

ものづくり企業の人材育成を支援します

しまねものづくり人財育成促進事業

1. 趣旨・目的

ものづくり産業の経営をとりまく環境は一段と厳しさを増しており、今後の製造業の成長には人材育成が不可欠であり、人手や資金などの経営資源が限られる県内ものづくり企業の人材育成への取組みを促進するため積極的な支援を行う。

2. 事業概要

- (1) 中小企業中核技術者育成事業
 - ①ものづくり企業人材育成支援補助金

対象企業:県内に事業所を有する製造業を営む中小企業

ア 企業が課題解決に向けた研修を実施する場合の研修実施経費助成

·補助率:1/2(上限額:500千円/社)

イ 退職や再雇用期間が終了した熟練技能者などを、若手社員の指導者 として雇用する際の経費助成

·補助率:1/2(上限額:1.200千円/年/人)

②中堅、若手技術者を対象に先進技術などを学ぶ集合研修実施

・実施機関:(公財) しまね産業振興財団

(2) ものづくり人材長期派遣研修支援事業

社員を大学、職業訓練機関、企業等へ派遣して行う3ヶ月以上(上限2年)の長期研修を支援

・対象企業:県内に事業所を有する製造業を営む中小企業

・補 助 率:1/2 (上限額:2,000千円/年/人)

(3) ものづくり新人育成研修事業

技術者としての意識醸成や技術者同士の交流促進のため、若手社員を対象に先進企業の視察や交流会を実施

・催行回数等:東部・西部発着 各1回

- (4) しまねのものづくり資源活用促進事業
 - ①県内研修施設見学バスツアー

県内ものづくり人材の育成・研修施設の活用を促進するため、企業、 高校生(保護者)、高校教員等を対象としたバスツアーを催行

・催行回数等:企業対象

東部・西部発着 各1回

高校生等対象 東部·西部発着 各1回

お問い合わせ

島根県商工労働部雇用政策課 産業人材育成グループ TEL 0852-22-5299 FAX 0852-22-6150